

短期大学評価基準 及び 内部質保証ルーブリック等について

Japan Association for College Accreditation

短期大学認証評価委員会 委員長
岡山短期大学 理事長・学長
原田 博史



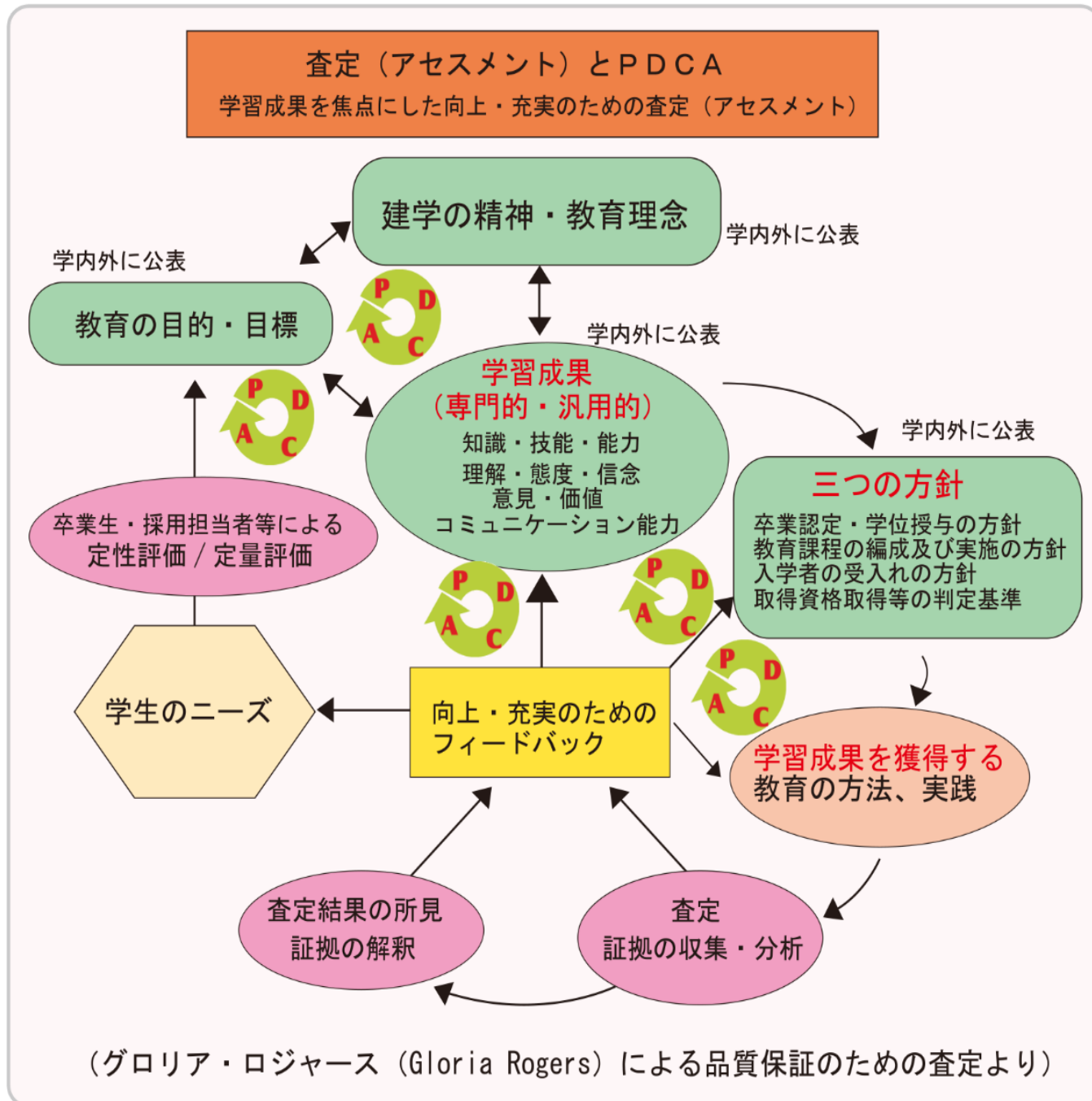
一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation



学習成果を焦点にした教育の質保証

学生の学習成果を焦点にした教育の質保証

- 学習成果は、平成15年(2003年)から欧州高等教育圏の取組により国際的に学位の水準や内容、学習成果等を比較可能とすることが求められるようになった。
- 学習成果とは、「短期大学で何を学んで、何を身に付けて、何ができるようになるか」ということを事前に表明し、進学者が短期大学の教育課程を修了した時に獲得するもの。
- 三つの方針は、事前に表明した学習成果を獲得させるために、
①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、
③入学者受入れの方針を表明したものであり、この方針を実践・実行することで短期大学が目的とする人材養成を達成することができる。
- したがって、教育の質保証は、学習成果を焦点にした三つの方針の実践・実行の成果を定量的及び定性的に査定(アセスメント)し、見付けた課題を改善する仕組みを実行していくことで確保することができる。



学習成果のPDCAサイクル(例)

学習成果の周知

3つの方針との整合性
確保(学習成果を反映)

学習成果の策定
(建学の精神⇔学科の教育
目標との整合性確保)

Plan【計画】

Plan【計画】には人的・物的・財的
資源配分が含まなければならない

オリエンテーション
ガイダンス

授業・学生支援の
実施

Do【実行】

学習成果の
測定と記録

授業・学生支援
の評価

Check【検証】

学習成果獲得状況
の査定
(量的・質的データに基づく)

Act【改善】

課題の解決策

F D

S D

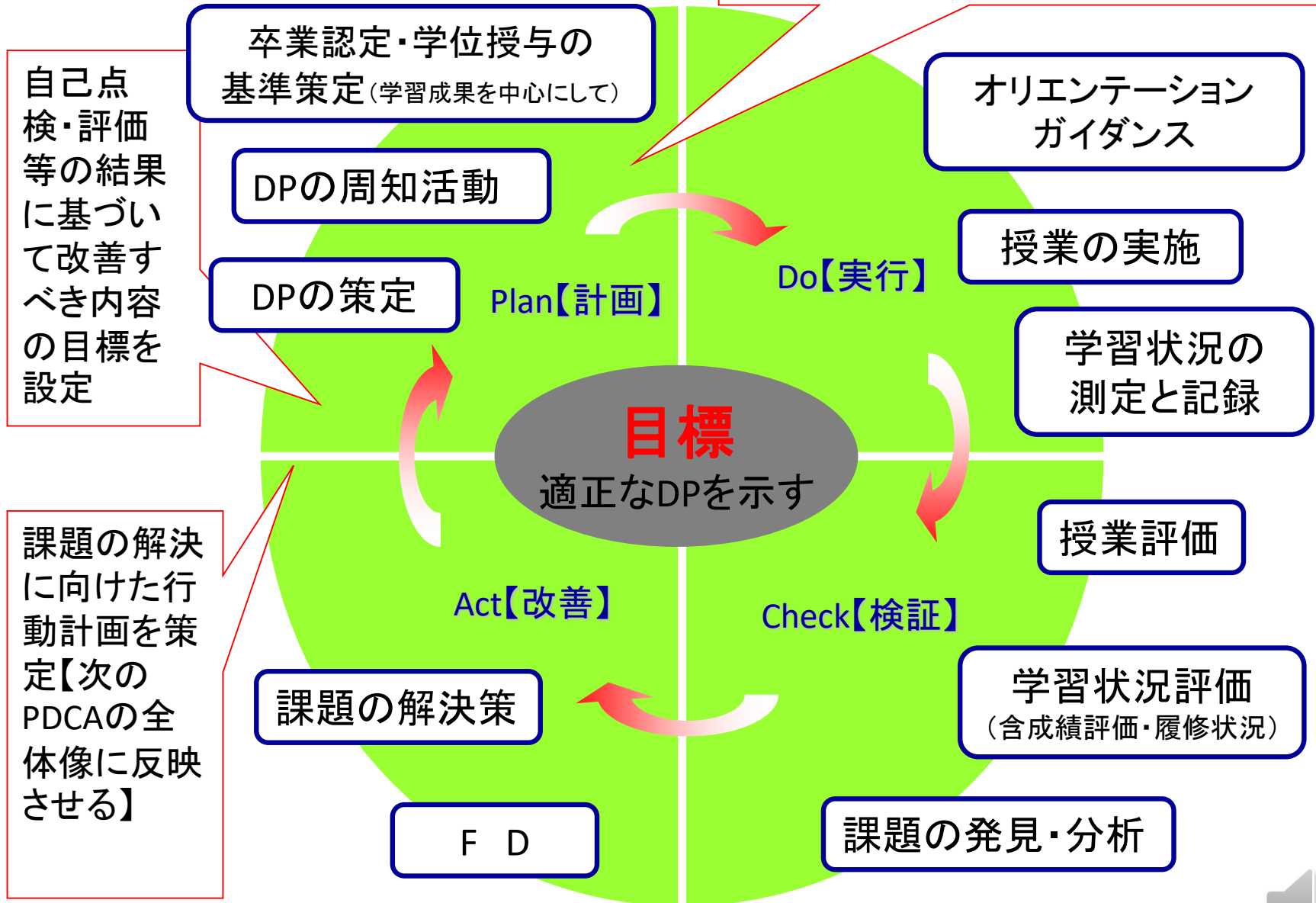
課題の発見・分析

目標
適正な学習成果を
獲得させる

自己点
検・評価
等の結果
に基づい
て改善す
べき内容
の目標を
設定

課題の解決
に向けた行
動計画を策
定【次の
PDCAの全
体像に反映
させる】

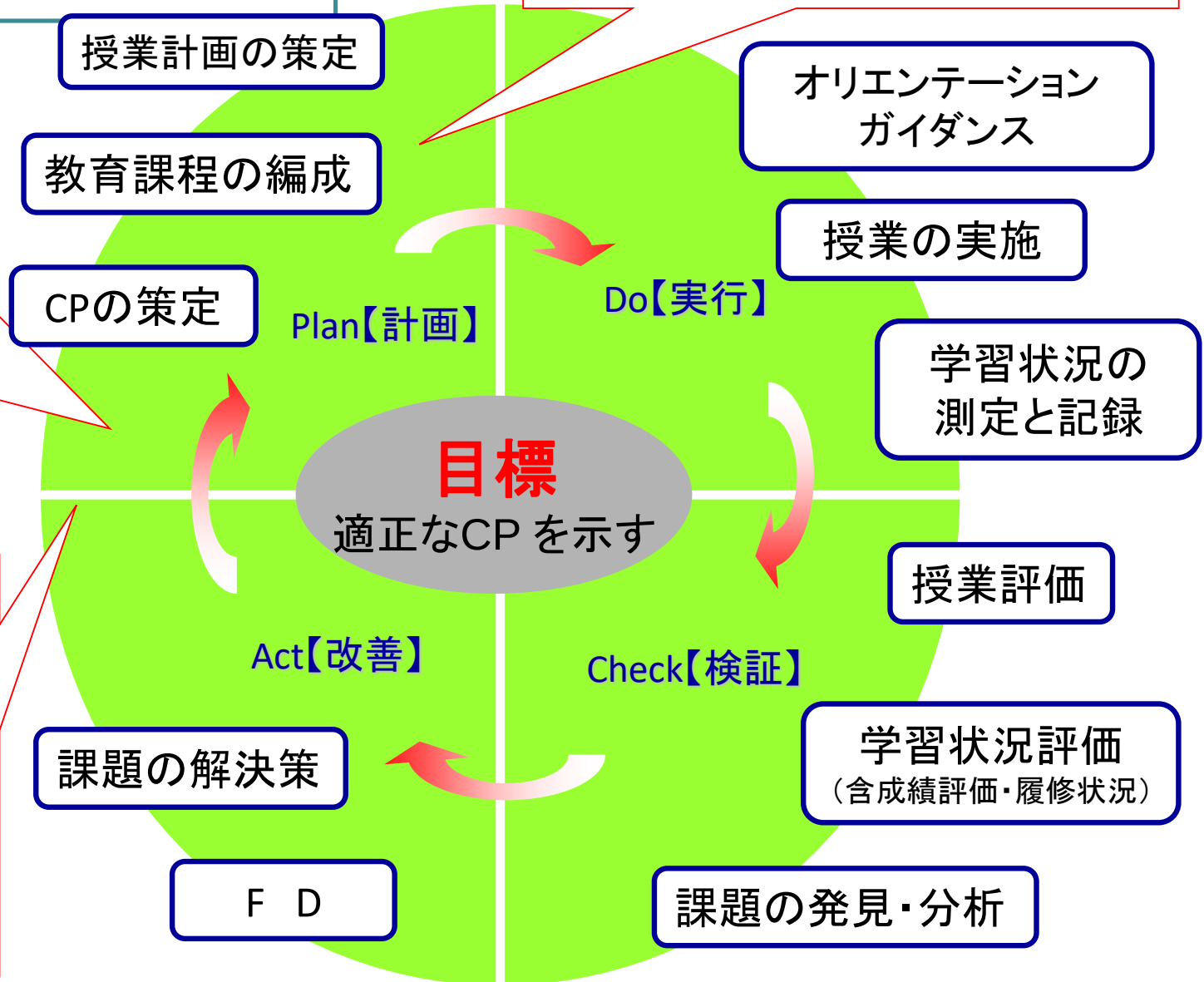
卒業認定・学位授与の方針 (DP)のPDCAサイクル(例)



教育課程編成・実施の方針(CP)のPDCAサイクル(例)

自己点検・評価等の結果に基づいて改善すべき内容の目標を設定

課題の解決に向けた行動計画を策定【次のPDCAの全体像に反映させる】



入学者受入れの方針(AP)のPDCAサイクル(例)

入学試験

Plan【計画】には人的・物的・財的
資源配分が含まなければならない

オリエンテーション
ガイダンス

授業の実施

学習状況の
測定と記録

授業評価

学習状況評価
(含成績評価・履修状況)

課題の発見・分析

S D

F D

課題の解決策

Act【改善】

Check【検証】

目標
適正なAPを示す

Plan【計画】

Do【実行】

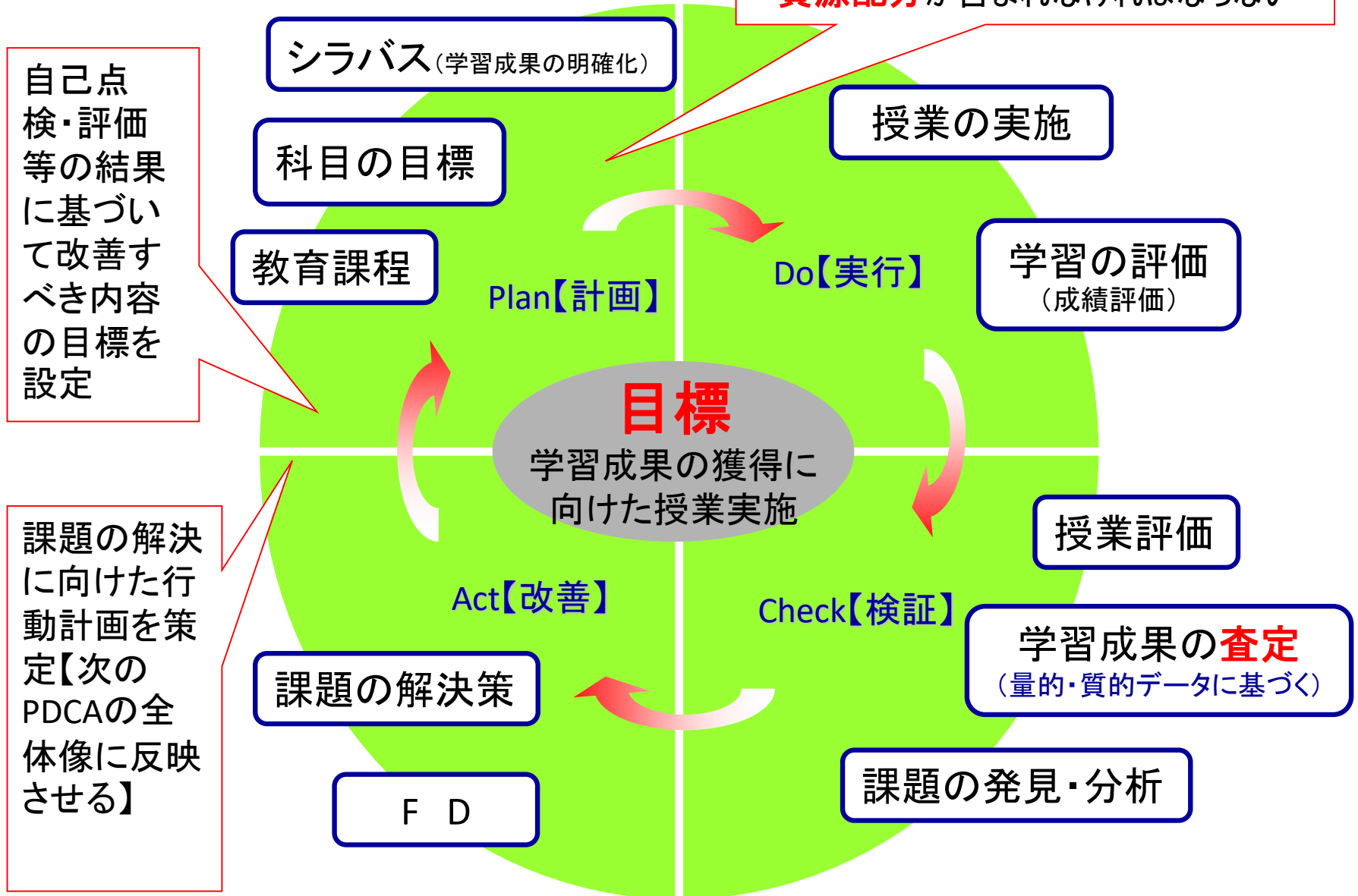
APの策定

APの周知活動

自己点
検・評価
等の結果
に基づい
て改善す
べき内容
の目標を
設定

課題の解決
に向けた行
動計画を策
定【次の
PDCAの全
体像に反映
させる】

授業改善のPDCAサイクル(例)



国際通用性を確保した自己点検・評価

- 本協会は、会員短期大学が教育の質保証を図り、国際通用性を確保できるように自己点検・評価のための短期大学評価基準を、アメリカのACCJC WASCの基準をベースに、本協会の基準、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」を定めている。この4基準には更に詳しくテーマ、区分、観点と短期大学の機関全体を自己点検・評価できるように構成してあるが、ここでの詳細は省略する。
- 短期大学が本協会では認証評価を受ける際の自己点検・評価報告書は、その作成マニュアルが査定(アセスメント)と改善を行うPDCAサイクルの実施状況を記述できるようにしてあるので、日常的に自己点検・評価を進めれば短期大学の国際通用性を確保した教育の質保証が図れるようになっている。

認証評価

短期大学評価基準

- 自らの経営分析による経営の健全化と教育の質保証を図る。
- 教育の質保証は適格認定によって担保されるものではなく、短期大学自身が、社会に対して、学生が獲得できる「学習成果」と「三つの方針」を明確に示し、さらに、この学習成果を求めて入学した学生が教育を受け、卒業後に確実に獲得したことを明確に示すことで、教育の質保証が可能となる。
- 学習成果の獲得は学生の学習水準も影響するので、学習支援についても創意工夫が必要である。
- 学習成果を焦点とする査定の仕組みとPDCAを導入した内部質保証を図った自己点検・評価の公表と向上・充実が重要である。

内部質保証

- 学習成果を焦点にした機関全体を査定する仕組みと、三つの方針や学習支援を充実させるためのPDCAサイクルを稼働させなければならない。
- 自己点検・評価報告書には、査定とPDCAを日常的に繰り返し、学習成果を向上・充実させている状況を明確に示す。

評価

- 会員校によるピア・レビュー

- 自己点検・評価の報告書にまとめられた事項について、事実を基に機関と教育の達成度に着目した評価

評価結果

- 評価を受けた時点から次回受審までの7年の期間についての判定は含まれていない。
- 評価時点の経営と余裕資金の状況からの予測で評価年度の翌年の入学者が2年後には確実に卒業できるか否かの判定である。

短期大学評価基準

基準 I 建学の精神と教育の効果

A 建学の精神

基準 I -A-1 建学の精神を確立している。

基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

B 教育の効果

基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。

基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。

基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。

C 内部質保証

基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

基準 I -C-2 教育の質を保証している。

A 建学の精神

基準 I -A-1 建学の精神を確立している。

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

B 教育の効果

基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

C 内部質保証

基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) **定期的に**自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

基準 I -C-2 教育の質を保証している。

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

- 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。
- 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。
- 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。
- 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。
- 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。
- 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。
- 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。
- 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

B 学生支援

- 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。
- 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。
- 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。
- 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

A 教育課程

基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。

(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

(4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

(7) アドミッション・オフィス等を整備している。

(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。

(1) 学習成果に具体性がある。

(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

(3) 学習成果は測定可能である。

基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

B 学生支援

基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(1) 教員は学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
- ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) **短期大学**は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

- 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。
- 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。
- 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。
- 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

B 物的資源

- 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。
- 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

- 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

D 財的資源

- 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。
- 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき
実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、
管理している。

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

A 理事長のリーダーシップ

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

B 学長のリーダーシップ

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

C ガバナンス

基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

A 理事長のリーダーシップ

基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

B 学長のリーダーシップ

基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
- ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
- ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
- ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

C ガバナンス

基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

- 専門職学科
- 専門職短期大学
- 公立短期大学

上記について適用される評価基準が別に設定されている。

(詳細は、『認証評価関係資料集』の「短期大学評価基準」43～50ページを参照)

内部質保証ルーブリック

「内部質保証ルーブリック」の取扱い方針について

(平成30年6月14日認証評価委員会承認)

- 短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要があります。
- このため、「内部質保証ルーブリック」(以下「ルーブリック」という。)を評価校及び評価員に配布し、評価校には「ルーブリック」による自己評価を求め、自己点検・評価報告書に各評価項目の現状及び高レベルへの到達度となるような取組状況等、学習成果を焦点に据えた向上・充実のための査定が機能し、教育の質保証が図られている等の状況が記述されているかの確認を求めるものとします。(評価校がルーブリック評価をする)
- また、評価員には提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査等を基に、評価校の内部質保証の取組状況について「ルーブリック」を用い評価を行い、その判定を基に基準別評価票の「三つの意見」等に記述していただきます。(評価員がルーブリック評価をする)
- 「ルーブリック」は、それぞれが内部質保証の取組状況を確認でき、かつ、評価校にはレベルアップに向けての取組を促すものであり、教育の向上・充実につながるものとなります。

○「内部質保証ルーブリック」の取扱い

- ①「ルーブリック」は、評価校及び評価員に配布する。
- ②それぞれが自己点検・評価報告書等を基にチェックを行い、現状等を確認する。
- ③確認後は、それぞれが評価判定の内部資料として活用する。
- ④作成した「ルーブリック」は、非公表とする。

○評価校での取扱い

- ①評価校は、作成した自己点検・評価報告書を基に「ルーブリック」を用いて項目1～4について評価する。
- ②チェックした各項目のLevelの内容が、自己点検・評価報告書の基準Ⅰに、評価員が評価できる記述（現状及び高いLevelへの取組）となっているか確認する。また、基準Ⅰと関連する他の基準にその詳細が記述されているか確認する。
- ③評価した「ルーブリック」は評価校の内部資料とする。

○評価員の取扱い

- ①評価員は、提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査を基に「ルーブリック」により評価し、判定欄を基に「三つの意見」等に記述する。
 - ・報告書等を基に作成した「ルーブリック」の該当項目について、訪問調査時に、現状について確認する。
 - ・レベルアップ（Level IV）を目指して取り組むよう助言を行う。
 - ・基準別評価票に、現状及び判定を記入する。
- ②本協会に基準別評価票とともに「ルーブリック」も提出する。

（関連資料）

1. 内部質保証ルーブリック
2. 短期大学評価基準と内部質保証ルーブリックとの関係

内部質保証ルーブリック

項 目		Awareness 認識・自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練・習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
1	建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	☐ 建学の精神を公表している。	☒ 建学の精神を公表している。	☒ 建学の精神を公表している。	☒ 建学の精神を公表している。
			☐ <u>ステークホルダーが認識できるよう努めている。</u>	☒ ステークホルダーが認識できるよう努めている。	☒ ステークホルダーが認識できるよう努めている。
				☐ <u>ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。</u>	☒ ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。
				☐ <u>人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。</u>	☒ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。
					☐ <u>人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。</u>
2	学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。	☐ <u>学習成果を定めている。</u>	☒ 学習成果を定めている。	☒ 学習成果を定めている。	☒ 学習成果を定めている。
			☐ <u>学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。</u>	☒ 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。	☒ 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。
				☐ <u>学習成果の獲得を評価・判定する仕組みを定めている。</u>	☒ 学習成果の獲得を評価する仕組みを定めている。
					☐ <u>学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。</u>
3	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	☐ <u>学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。</u>	☒ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	☒ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	☒ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。
			☐ <u>授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。</u>	☒ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	☒ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。
				☐ <u>教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。</u>	☒ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。
					☐ <u>教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。</u>
4	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	☐ <u>一部の組織（委員会等）において、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。</u>	☐ <u>全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。</u>	☐ <u>全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。</u>	☐ <u>理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。</u>
		☐ <u>上記の項目 1～3 全てにチェックがある。</u>	☐ <u>上記の項目 1～3 全てにチェックがある。</u>	☐ <u>上記の項目 1～3 全てにチェックがある。</u>	☐ <u>上記の項目 1～3 全てにチェックがある。</u>
判 定 (三つの意見等に記載)		○ 「早急に改善を要すると判断される事項」：チェックの入らない項目が一つでもある場合、早急に改善を促す。 ○ 「向上・充実のための課題」：一部の組織（委員会等）において教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。	○ 各基準の評価結果：全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。	○ 「特に優れた試みと評価できる事項」：項目 4 の両方にチェックが入った場合、特に優れた試みとして評価する。	同左

学習成果：学習成果とは、教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を表明したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示すものである。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なのである（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成20年）」より）。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、短期大学のアカウンタビリティが高まる。

内部質保証ルーブリックについて

- 短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要がある。当協会では、第3評価期間においては、この内部質保証を重点項目として評価することとしている。
 - 短期大学評価基準は、基準Ⅰにおいて、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み、基準Ⅱにおいて、基準Ⅰの達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにし、基準Ⅲにおいて、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し、基準Ⅳにおいて、全体を統制する仕組みを評価・点検するものとなっており、基準Ⅰは、基準Ⅱ～Ⅳ全てに関わるものとなっている。
 - しかし、基準Ⅰにおいて、基準Ⅱ～Ⅳのテーマ等についてPDCAにより改善が図られているかどうかについての評価を行うことは、多岐にわたり難しい面があるため、自己点検・評価報告書により基準Ⅰ～Ⅳを評価した結果、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況であったかを、内部質保証のルーブリックを用い判定を行うこととする。その結果は、評価結果に反映させることとする。
 - 本ルーブリックを基に自己点検・評価報告書の基準Ⅰ－Cへの積極的な記述を期待する。
 - なお、本ルーブリックについては、使用しながら改善を図っていくこととしており、例えば、すべての短期大学がレベルⅠに到達した段階で、レベルⅡをレベルⅠとし、順にレベルⅢ及びⅣをレベルⅡ及びⅢとして、新たなレベルⅣを示すなど、全体の高度化を図っていくこととしている。
- ※1. 項目2 - Ⅳのフィードバックする仕組みとは、課題をフィードバックし解決する仕組みを言う。
※2. 項目4 - Ⅳについては、学長を含む全専任教職員で学習成果を学生に示す必要があり、理事長のガバナンスにより学習成果を獲得できる仕組みが出来ているかを評価するものである。

項目は「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」のテーマごとの区分を記載している。

項 目		「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」の テーマごとの区分
1	建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	A 建学の精神 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に 貢献している。 B 教育の効果 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。
2	学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。	基準Ⅰ-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。
3	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。	基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。
4	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	C 内部質保証 基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。

短期大学評価基準と内部質保証ルーブリックとの関係(評価校の記述箇所)

内部質保証ルーブリックでチェックしたLevelに関する内容については、次に示す基準(テーマ・区分・観点)に現状を記述して下さい。その際、現状及び高レベルへの到達度となるような取組状況について、基準Ⅰに概要を、基準Ⅱ～Ⅳには詳細を記述して下さい。なお、他にも該当箇所があるかと思いますので、各短期大学の判断で記述して下さい。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

A 建学の精神

基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。

(3) 建学の精神を学内外に表明している。

- ・建学の精神を公表している。(項目1-LevelⅠ)
- ・ステークホルダーが認識できるよう努めている。(項目1-LevelⅡ)
- ・ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。
(項目1-LevelⅢ)
- ・人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。
(項目1-LevelⅢ)
- ・人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。
(項目1-LevelⅣ)

B 教育の効果

基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。

(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

- ・ステークホルダーが認識できるよう努めている。(項目1-Level II)
- ・ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。
(項目1-Level III)
- ・人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。
(項目1-Level III)
- ・人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。
(項目1-Level IV)

基準 I -B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。

(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

- ・学習成果を定めている。(項目2-Level I)

基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。

(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

- ・学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。(項目3-Level I)

(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

- ・授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。
(項目3-Level II)
- ・教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。(項目3-Level III)
- ・教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。(項目3-Level IV)

(4) 三つの方針を学内外に表明している。

- ・学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。(項目3-Level I)

C 内部質保証

基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

- ・一部の組織(委員会等)において、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。(項目4-Level I)
- ・全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。
(項目4-Level II)
- ・全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。
(項目4-Level III)
- ・理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。(項目4-Level IV)

基準 I -C-2 教育の質を保証している。

(1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。

- ・学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。(項目2-Level II)
- ・学習成果の獲得を評価する仕組みを定めている。(項目2-Level III)
- ・学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。(項目2-Level IV)

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

(2)教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

⑤シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

- ・項目2-LevelⅡ、Ⅲの該当するものについて具体的に記述して下さい。
- ・項目2-LevelⅡ、Ⅲ、Ⅳの該当するものについて具体的に記述して下さい。

基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。

(3)学習成果は測定可能である。

- ・項目2-LevelⅡ、Ⅲ、Ⅳの該当するものについて具体的に記述して下さい。

B 学生支援

基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

・項目2-Level Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの該当するものについて具体的に記述して下さい。

② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。

・項目2-Level Ⅳの該当するものについて具体的に記述して下さい。

③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

・項目2-Level Ⅳの該当するものについて具体的に記述して下さい。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(9)FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

・項目2-Level IVの該当するものについて具体的に記述して下さい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

A 理事長のリーダーシップ

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(2)理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

・項目4-Level IVの該当するものについて具体的に記述して下さい。

おわりに

平成31年3月18日付で、中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査委員会の「平成30年度認証評価機関が行う自己点検・評価に対するコメントについて」が、文科省ウェブサイト

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/attach/1420571.htm)に下記の短期大学基準協会に対するコメントが掲載されていることを紹介します。

コメント

短期大学基準協会

- 先駆的に認証評価に学習成果とそのアセスメントを重視した評価基準を取り入れたことは優れている。
- 評価委員等の研修を充実させることにより、安定的な評価が実施されることが期待される。
- 他の評価機関、文部科学省とも連携を取りつつ認証評価の社会的認知度の向上に向けた方策を先駆的に示し、他の認証評価機関の模範となるような事例分析などの活動が期待される。